

調書（決定）

事件の表示 平成29年（行ヒ）第198号

決定日 平成29年7月18日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成28年（行コ）第195号（平成28年1月21日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年7月18日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

申立人 X 1 労働組合関西地区生コン支部

申立人 X 2 労働組合総連合関西地方総支部生コン産業労働組合

申立人 X 3 労働組合関西地方大阪支部

相手方 国

処分行政庁 中央労働委員会

同補助参加人 Z 1 協同組合

同補助参加人 Z 2 株式会社

同補助参加人 Z 3 株式会社

同補助参加人 Z 4 株式会社

同補助参加人 株式会社 Z 5

同補助参加人 Z 6 株式会社

同補助参加人 Z 7 株式会社

同補助参加人 Z 8 株式会社